

平成 22 年度調布市サッカー・一般リーグ規約

第 1 条【リーグ運営】

1 リーグ編成

- (1) 1 部 10 チーム
- (2) 2 部 10 チーム
- (3) 3 部 10 チーム

ただし、年度により各部のチーム数はこの限りではない。

2 ブロック長

リーグ運営を円滑に行うため、各部にはブロック長を置くこととする。各ブロック長は試合結果集計・得点者集計・警告退場者の把握等を行う。

第 2 条【試合方法】

各部とも全チームによる総当たり形式とする

第 3 条【競技規則】

1 試合時間

(1) 1 部 80 分(前後半各 40 分とし、インターバルは 5 分とする。勝敗の決しない場合は引き分けとする。)

(2) 2 部・3 部 70 分(前後半各 35 分とし、インターバルは 5 分とする。勝敗の決しない場合は引き分けとする。)

2 試合の不成立

(1) 試合開始時刻に 7 名に満たなかった場合、主審は所定時刻に試合不成立を宣することとする。試合結果は不戦勝(敗)としスコアは 5-0 とする。

(2) 試合中、何らかの事情により一方のチームの選手数が7名未満となった場合、主審は試合を中止する。その場合の試合結果は不戦勝(敗)としスコアは5-0とする。

(3) 試合開始時に、割当てられた審判団が来なかった場合は、試合を延期するものとする。但し、他の審判団により運営可能と本部が判断した場合はこの限りではない。

3 選手の交替

随時9名とする。但し、所定の時刻までに登録された選手に限る。

4 前項の規定の外は、日本サッカー協会競技規則による。

第4条【参加資格】

1 調布市サッカー協会が認めたチームおよび選手

(1) 調布市内に在住・在勤・在学し、かつその当該年度をもって16才以上となる選手で構成されたチームおよび、本協会が認めたチームまたは個人とする。但し、上記条件を満たしていなくとも調布市に何らかの関連を持ち且つ役員会、理事会で承認された選手は登録可能とする

(2) チーム代表者(監督)が、20才以上の成人であること。

(3) 調布市サッカー協会審判基準を満たすこと。

(4) 調布市サッカー協会が定める加盟費を期日までに納めること。

2 リーグ期間中において選手の追加登録を行う場合は、以下の各号について書面で事務局へ提出し運営幹事会で承認する。

(1) 氏名

(2) 年齢

(3) 住所

(4) 勤務先又は学校名

第5条【順位決定】

1 勝ち点は次のとおりとする。

- (1)勝ち 3点
- (2)引分け 1点
- (3)負け 0点
- (4)不戦敗 当該年度の勝点を0とする

2 リーグにおける順位の設定

全日程が終了した時点で、勝点合計の多いチームを上位とし、順位を決定する。但し、勝点と同じ場合は

- ①得失点差
- ②総得点数
- ③当該チーム間の対戦成績

の順により、順位を決定する。上記で決定しない場合は同順位とするが、優勝および、リーグ昇格・降格に係る場合、順位決定戦を行うこととする。

3 1部優勝チームには三多摩クラブカップサッカー選手権大会に出場する条件を付与する。当該チームが何らかの理由により出場を辞退した場合は、出場条件を順次繰り下げる。

第6条【得点王】

各部における年間得点者上位1名を得点王として表彰する。

第7条【リーグ入替】

- 1 1部の下位2チームと2部上位2チームとの自動入替とする。
- 2 2部の下位2チームと3部上位2チームとの自動入替とする。

ただし、各部のチーム数によっては自動入替を行わない場合がある。

第8条【審判】

審判は第4の審判を含む4名で運営する。また、審判は必ずレフリースーツを準備・着用

しなければならない。審判の割当ては各部で行うものとする。なお担当審判は、調布市サッカー協会審判基準を満たすこととする。

第9条【運営本部】

リーグ戦当日の運営を円滑に行うため、運営本部を設置する。運営本部を任命されたチームは以下の任務を行うものとする。

- (1) 当日の会場使用可否判断、およびグラウンド管理者との折衝
- (2) 中止の場合の連絡
- (3) 審判団と協力し試合を管理する
- (4) 選手交代時の用具チェック
- (5) グラウンド整備の指示〈開始時と終了時〉

第10条【運営幹事会】

毎月1回、一般リーグ加盟各チームの運営幹事による運営幹事会を開催することとする。

第11条【懲罰】

1 一般リーグに所属するチームならびに個人に対する懲罰は、日本サッカー協会懲罰規定の定めるところにより、規律・フェアプレー委員会が決定することとする。

2 ただし、以下の各号の懲罰はこの限りではない。

(1) 選手の不正登録、不正出場が発覚した場合、当該チームを失格とし、発覚した時点が試合中の場合は試合を中止し、当年度のリーグへの参加および、次年度のリーグへの参加を認めないものとする。

(2) 年度において不戦敗を1度行ったチームは、当該年度の参加は認めるものとするが、リーグ全日程を終了した時点での勝ち点は「0」とする。また、次年度以降の出場については当該チームと規律・フェアプレー委員会の間で協議し決定する。

(3) 割当てられた審判の派遣および本部運営を怠ったチームは当該年度のリーグへの参加は認めるものとするが、リーグ全日程を終了した時点での勝ち点は「0」とする。また、次年度以降の出場については当該チームと規律・フェアプレー委員会の間で協議する

(4) 運営幹事会を2回欠席したチームまたは、遅刻を3回行ったチーム(連絡の有無を問わず)は当該年度のリーグへの参加は認めるものとするが、リーグ全日程を終了した時点での勝ち点は「0」とする。また、次年度以降の出場については当該チームと規律・フェアプレー委員会の間で協議する。～運営幹事が出席できない場合は必ず代理人を出席させる事

(5) 審判ウェア・用具を着用しないで審判を行ったチームは、一度目は厳重注意を行い二度目は規律・フェアプレー委員会でその処分を決定する。

(6) 不戦勝(敗)の場合のスコアは5-0とする。

(7) 退場処分を受けた選手は次の1試合を出場停止処分とする。警告の累積が2回に及んだ選手は次の1試合を出場停止処分とする。以降の試合については規律・フェアプレー委員会で協議する。

第12条【リーグ戦当日の注意事項】

(1) リーグ戦当日運営本部に当たっているチームは、管理事務所にてグラウンド使用の許可を得る。

(2) 第一試合の両チームは、グラウンド整備(ライン引き等)を行う。

(3) 当日最終試合の両チームは、試合終了後グラウンド整備(トンボ掛け・ごみ拾い等)を行う。

(4) 試合開始15分前までにメンバー表に必要事項を記入し、その内1部を自チーム控えとし、他の三部をそれぞれ本部・審判・相手チームに手渡す。

(5) ユニホームは濃淡2着準備し、背番号を必ずつけることとする。また、背番号のテープ等での仮止めや、テープ等での代用は認めない。

(6) 試合球は、各チームにおいて新品同様のものを必ず1個用意する。

(7) 審判は試合開始10分前に選手の用具のチェックを行う。

(8) 選手の交代は、本部を通じて行う。

(9) 審判は割当てされた試合の結果について、審判報告書に記入する。

(10) 運営本部は審判報告書を保管し、ブロック長へ提出する。また、重大な違反行為が行われた場合は、速やかに規律・フェアプレー委員会へ報告を行う。

第 13 条【その他】

(1) グランド内での事故・ケガ等については各チームの責任において処理すること。

(2) 各チームはスポーツ団体障害保険に加入すること。

第 14 条【付則】

(1) 本リーグの運営について必要な諸規則は理事会で定める。

(2) 本規約の改廃は理事会における出席の 2 / 3 以上の賛成により議決し、理事会において承認を得るものとする。

(3) この規約は平成 22 年 4 月 1 日から施行される。